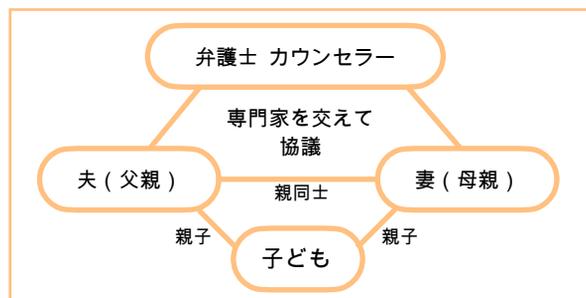
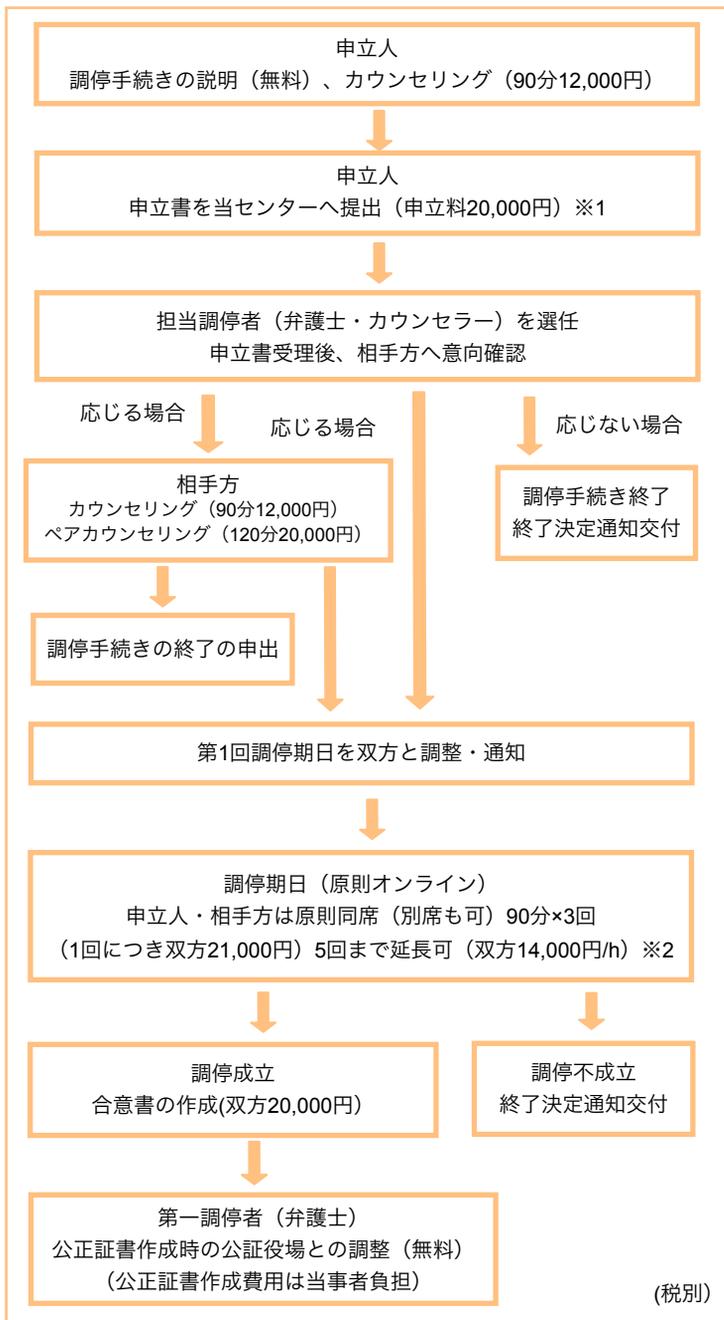


# 子どものきもちを真ん中において家族の幸せを考えたい ADR パパとママの話し合い離婚サポート



## 【夫婦間での話し合いを弁護士とカウンセラーが仲介します】

子どもがいるご家庭では離婚しても親同士の関係は続きます。  
面会交流・養育費・財産分与などについて、争わずにきちんと話し合い  
子どもが両親から愛情を受け続けられるように取り決めを行っていきましょう。



## 協議内容

- こんな話し合いがしたい
- ・離婚に向けて条件を決めたい
  - ・別居する際の取り決めをしたい
  - ・面会交流の条件を決めたい、変更したい
  - ・共同養育に向けた計画書をつくりたい
  - ・養育費を決めたい、変更したい など

## メリット

- 裁判所での調停や裁判に比べて・・・
- ・土日や夜の時間も対応可能
  - ・短期間で取り決めができる
  - ・円満解決がめざせる
  - ・両者が弁護士依頼するより低費用
  - ・気持ちの整理をしながら条件を決められる
- 子どものために・・・
- ・子どもを優先した話し合いができる
  - ・柔軟な取り決めができる
  - ・親同士の関係再構築をめざせる

※1 相手方への意向確認を申立人が行う場合は申立料は不要です。  
※2 対面調停の場合は別途出張費・交通費が発生します。

## お問い合わせ・ご予約



一般社団法人りむすびADRセンター

東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル 2階

☎ 050 - 3442 - 5797

✉ rimusubi@gmail.com

